

【質問】 専業主婦です。夫が後期高齢者になります。私の健康保険はどうなるのでしょうか。

(73歳、女性)

後期高齢者の妻

【回答】 ご自身は後期高齢者医療制度に加入できる年齢に達していませんので、新たに健康保険に加入する手続きが必要な場合があります。

現在、国民健康保険に加入しているのであれば、夫が後期高齢者に移行しても、そのまま国保に留まることができ、特別な脱退・加入の手続きは必要ありません。国保には、もともと「扶養」という仕組みがなく「同じ世帯の国保加入者」という扱いになっているためです。国保の資格はそのまま継続されます。役所側で自動的に処理を行いますので、加入届け出を出す必要はありません。

これまで保険料は夫と妻の合計所得で計算されていましたが、今後は妻1人分の保険料

協会（協会けんぽ）などに加入している場合は、これまでの「健康保険の扶養（被扶養者）」という枠組み自体がなくなり、妻が自身で新たに健康保険に加入する手続きが必要です。

一般的な選択肢は、お住まいの市町村が運営する国民健康保険に加入する方法です。夫の資格喪失日から14日以内に、保険者から発行される「健康保険被扶養者資格喪失証明書」などを、役所に提出する必要があります。これまでは被扶養者として保険料は納めていませんでしたが、今後は保険料が必要になります。

保険料の負担が気になるようであれば、お子さまなど別のご家族が社会保険に加入している場合、その扶養に入る方法もありますが、加入先の保険者の認定基準を満たす必要があります。また、もしパートの仕事をしている場合は、基準を満たせば仕事先の保険に加入することも可能です。どのような形で加入すると一番負担が少ないか、自治体によっては保険料の試算も行ってもらえますので、相談するといいいでしょう。

(県医師会)

健康保険加入が必要な場合も

料金負担生じる恐れ



となりますので、安くなる場合が多いです。夫が、全国健康保険

営する国民健康保険に加入する方法です。夫の資格喪失日から14日以内に、保険者から発行される「健康保険被扶養者資格喪失証明書」などを、役所に提出する必要があります。これまでは被扶養者として

基準を満たす必要があります。また、もしパートの仕事をしている場合は、基準を満たせば仕事先の保険に加入することも可能です。どのような形で加入すると一番負担が少ないか、自治体によっては保険料の試算も行ってもらえますので、相談するといいいでしょう。

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。